「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市美原B&G海洋センター(体育館・第1プール・第2プール・艇庫) 使用の許可の取消し等
根拠条例等・条項	堺市美原Ｂ＆Ｇ海洋センター条例　　第6条
所　管　課	文化観光局　　スポーツ 部　　スポーツ施設課 （指定管理者）
処　分　基　準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設　定　　・設定できない　　・基準を公開できない (根拠条文) ○市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1)　第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2)　この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。 (3)　使用の許可に付した条件に違反したとき。 （処分基準） 根拠条文及び堺市美原Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則第4条に基づく ○使用の許可 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2)　建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3)　その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。 (堺市美原Ｂ＆Ｇ海洋センター条例第4条第2項) ○(使用の制限) ○市長は、条例第4条第2項第1号及び第2号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。 (1)　専らスポーツ又はレクリエーション活動以外の目的のために使用するとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。 (堺市美原Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則第4条)

聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴　聞　　・弁　明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第１３条第２項第１号に規定する公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	